

## 平成26年第1回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
4月30日(水)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	6
・議案第12号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	12
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等の一部を改正する条例)	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	18
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	20
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度皆野町一般会計補正予算(第5号))	
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	23
・同意第1号 副町長の選任について	
○議決事件の字句及び数字等の整理	25
○閉会について	26
○閉会	26

○ 招 集 告 示

皆野町告示第30号

平成26年第1回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年4月25日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 平成26年4月30日

2 場 所 皆野町役場

- 3 付議事件
- (1) 町長等の給料の特例に関する条例の制定について
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）
  - (3) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - (4) 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度皆野町一般会計補正予算（第5号））
  - (5) 副町長の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

## 平成26年第1回皆野町議会臨時会

平成26年4月30日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第12号 町長等の給料の特例に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度皆野町一般会計補正予算（第5号））の説明、質疑、討論、採決
- 1、同意第 1号 副町長の選任についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 會計課長	村田晴保	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	四方田勝吉
健康福祉 課長	浅見広行	参事兼 稅務課長	大澤康男
産業観光 課長	大塚宏	参事兼 建設課長	小宮健一
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

参事兼 事務局長	吉橋守夫	書記	山田巖
-------------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長(四方田 実議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成26年第1回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長(四方田 実議員) 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長(四方田 実議員) 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) 皆さん、おはようございます。新緑にお遍路さんが似合う大変美しい季節になりました。

本日は、平成26年第1回皆野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、常日ごろから地域づくりのため、まちづくりのためにご活躍をいただきまして、敬意と感謝の意を表する次第であります。

去る4月8日告示の皆野町長選挙におきましては、無投票にて当選の榮に浴することができました。これも議員の皆様を初めとする多くの皆様の温かいご支援のたまものでありまして、深く感謝を申し上げます。改めまして、その職責の重大さを痛感しております。この23日から3期目がスタートしました。心新たに、豊かな心を育む安全・安心のまちづくりに向けて取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます。

本臨時会に提案申し上げます議案は、付議事件一覧表のとおり5件であります。よろしくご審議賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。



◎議事日程の報告

- 議長(四方田 実議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

12番 内海勝男議員

1番 小杉修一議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第12号から同意第1号までの5件でございます。議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第4、議案第12号 町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第12号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町長等の給料の特例に関する条例は、町長の任期であります平成26年4月22日に失効しました。引き続き5月1日から減額するため、本案を提案するものであります。

町長等の給料の減額の推移について申し上げます。小泉構造改革による補助金カット、地方交付税の減額、税源移譲などの三位一体改革が進む中、地方自治体を広域化することにより財政基盤を強化し、地方分権を推進することを目的に、合併特例法等により政府主導で市町村合併が進められました。これにより平成17年前後をピークに全国で平成の大合併が行われました。

このような中、皆野町は長瀬町との合併協議が難航するさなか、平成17年3月議会において、景気低迷や厳しい財政運営を強いられているため、行財政改革の一環として町長等の給料の減額が行われました。町長は12%、助役、収入役、教育長はそれぞれ5%減額し、平成17年4月1日から始まり、平成19年3月31日までの2カ年間でした。その後、皆野町と長瀬町の合併協議は合意に至らず、平成17年3月22日に法定合併協議会は解散し、両町の合併は破綻しました。平成17年12月議会において、町長等の給料の減額条例が行財政改革の一環として提案され、さらに町長は29.2%、助役は19.2%、収入役は14.1%、教育長は10.7%減額し、期間は平成18年1月1日から19年12月31日に延長した2カ年間でした。以上までが、前設楽町長におかれましての町四役の給料の減額条例の状況であります。

平成19年12月議会において、町長は29.2%、副町長は7%、教育長は5%減額して、平成20年1月1日から、1期目の町長の任期である平成22年4月22日までの2年4カ月としました。平成22年4月30日の議会臨時会において、行財政改革の観点と総合的に判断して、町長は15%、副町長は5%、教育長は3%減額し、期間は平成22年5月1日から、町長2期目の任期の平成26年4月22日の4カ年としました。町長等の給料の減額の推移は以上のとおりであります。

このような推移や経緯を踏まえまして、行財政改革や景気の動向、その他総合的に検討判断し、町長は15%、副町長は5%、教育長は3%の減額とする現状据え置きとし、期間は平成28年3月31日までとするものであります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第12号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

現在、町長、副町長の給料月額、町長及び副町長の給料等に関する条例で、町長67万8,000円、副町長58万8,000円、教育長の給料月額は、教育委員会教育長の給与等に関する条例で52万1,000円と定めております。この規定にかかわることなく、町長、副町長、教育長の給料月額は、一定の期間特例として、ただいま申し上げました条例で定める給料月額から、第1条で、町長は10万2,000円を、副町長は3万円を減じた額とし、第2条で教育長は1万6,000円を減じた額とするものでございます。

附則で、この条例は平成26年5月1日から施行し、平成28年3月31日限りで効力を失うとするものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 引き続き減額する理由については、町長の説明で理解したのですが、減額率についてもう一度教えていただきたいと思っております。



それと、現行といいますか、現在のこの特例については、たしか4年間の時限条例といいますか、そういう形になっていたかと思うのですが、今回提案されている期間については、実質1年と11カ月という、そういう内容だというふうに思うのですが、常套に考えた場合、町長の任期の4年というふうな形で提案されるのがベターかなというふうには思うのですが、なぜこれ4年ではなくて1年11カ月というふうにした理由についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 率について申し上げますが、町長は15%、副町長は5%、教育長は3%でございます。この期間というのでしょうか、これにつきましてでございますけれども、いわゆる景気等が低迷をしております、先行きがなかなか見通せないわけでございます。そんな関係から、景気の動向を見ましたり、総合的に判断をさせていただいて、2カ年間としたわけでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 景気の低迷なり、先行きが見えないということなのでしょうけれども、理由としては、2年後どういった景気状況になるかというのは私もわかりません。ただ、今アベノミクス等々で、円安なり株高状況がつけられておまして、またこの4月からはそういったことを背景にしながら消費税増税が断行されてきている。こういったことを含めまして、2年後の景気動向なり、また地方自治体を取り巻く財政ですか、それが私は今よりよくなるというふうには見ておりません。町長はどういうふうに考えておられるかわかりませんが、いずれにしましても今と同じような状況が続くなり、また今より悪くなるということであれば、当然にして今の状況が継続されるというふうに私は理解するのですが、その辺について再度。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） その見通せない状況ですけれども、その2カ年たったそのときに判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） はい。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ただいまの議論聞かせていただいたのですけれども、再度率を教えていただきたいという内海議員の質問があったかと思うのですが、私もちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 1番、小杉議員さんの質問にお答えします。

先ほど町長が申したとおりでございますが、町長は率で15%、額で10万2,000円、副町長は率で5%、額で3万円、教育長が3%、額で1万6,000円。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、給料の減額というのは、景気の状態、その他もろもろあるのですけれども、今回無投票でありましたけれども、選挙になると割と町長給料の減額なんていうテーマという

か、ことがよく論じられたりもするのですけれども、そうすると町長の立場からすると、自分の給料は一向に、下げるのは納得の上でという部分が当然あったりもするのでしょうかけれども、副町長、教育長に関しては、それにおつき合い願うような雰囲気のものがあるのかなと思いますけれども、それぞれのもとになる給料が違えば、要するに下げる額もそこを勘案して変わってくるのかなというところがあるのですけれども、副町長、教育長に関しては、率で5%、3%というふうになっていますけれども、この5%、3%とする意味合い的なもの、私なんか考えるに、例えば両方の方3%とか、おつき合いというのではないのですけれども、両方5%とか、そうすればもとの給料が一緒でも同じ痛みを分かち合っているかなと思えなくもないのですけれども、これだと少し分かち合い方が、温度差があるわけでありまして、その辺のところの見解をお聞かせください。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 最初に、町長のもとの給料あるいは副町長の、あるいは教育長のというのも、先ほど内海議員さんの質問の中でも申し上げたかと思いますが、いわゆるその額が変わってきております。そんな関係もありまして、総合的に判断をしたと、こういうことでご理解をいただければと思っております。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 総合的に、そうするとこういう数字なのでしょうということで、しょうがないのかもしれないのですけれども、いろいろ大変でしょうけれども、よろしく願います。では、総合的にということで理解いたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番、新井です。具体的にお聞きします。この条例に関しまして、この条例は平成26年5月1日から施行するとなっております。4月分の給料は、具体的に幾らになるのでしょうか。町長の給料で結構です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員の質問にお答えします。

4月分の給料でございますが、これは22日までが減額された額、23日から30日までが通常の額ということで、日割りで計算をします。その額については算出をしておりません。日割り計算で按分をさせていただきます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） その点が聞きたかったのですが、今回の場合は前回の施行の期日が平成26年4月22日限りということで、もう既に切れていて、今度新たに平成26年5月1日から施行すると。そうすると、22日以降、5月1日前までの期間がどのような給与の体系になるのかということになりますと、これは町長等の特例に関する条例、これに従って給料が決まるわけですね。ですから、10万円マイナスしない金額、これが日割り計算で適用されると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 今、新井議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） その辺の説明、今回これだけの案件で非常に内容少ないわけですから、具体的に給料幾らかと聞いたときに、日割り計算はすぐできるわけですから、すぐ答えてほしいと、そのように思います。後で結構ですので、日割り計算した金額を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。給料の減額についてなのですけれども、これは先ほど1番の小杉議員が言ったように、選挙の際によく使われる手段と言ってはあれですけれども、事柄なので、多少気になるところでもあるのですが、条例で決められた額が十分であるとか、不十分であるとかという議論はともかくとして、条例で決まっているものを、景気とかいろんな理由はあるにしろ、町長の意思で減額するのはいかがなものかというようなことを私は以前より思っております。先ほど町長が、前設楽町長時代からの減額の割合といいますか、その辺の説明をされておりましたけれども、確かに当初の部分では12%減前後のころはそのような理由だったかもしれませんが、18年からの1期目の途中からですか、町長の29.2%という非常に大きな減額率があったのは、景気というよりも、正直なところ、私の記憶では台風災害の際の不手際の懲罰とは言いませんけれども、懲戒の部分が非常に強かったかというふうに記憶しております。その事柄が全く出てこなかったということには非常に残念だなと思っております。今回選挙がなかったから、選挙運動の中で、いわゆる減額という話が聞けなかったからどうなのかなとも思っておりましたが、当然のこととして2期目を通して大きな、いわゆる不手際というか、そういうこともなかったことでもありますし、当然の事柄としてこういった条例が出てこないのではないかというふうには思っていたのですが、逆に出てきて意外だなと思ったところであります。

最初にも言ったとおり、条例があり、景気が云々ということも確かにありますけれども、少なくとも17年、最初に減額をしたときの景気動向に比べて、そのころですと合併をしなければ予算が、特に交付金が来ないとか、いろいろな町を取り囲む環境が非常に厳しい状況ではあったのですけれども、逆に合併が破綻したにもかかわらず、むしろ交付金はその当時よりも多くなっているくらいですから、特にそういった面での減額事由は、事由には当たらないのではないのかなというふうに考えております。一種の町長給与の減額というのは、見方によっては給料の寄附行為に、疑似寄附行為ぐらいには当たるかなという部分もありますので、その辺慎重に考えていただきたいなと思った次第で、町長のほうが今回もこのような形で減額をしたいということであれば、それはそれでそういう意味でいいのかなとも思いますが、それに伴って、いわゆる三役の教育長であるとか副町長の給与も下がるということは、そんなことはないとは思いますが、それぞれの方々の士気にもかかわることもありますので、もうちょっとお考えいただきたいほうがよかったのかなとは思いますが、そんな意見があったよというふうに思っていればいいかなと思います。何か答弁があるようであれば、お願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） ただいま林議員さんの質問というか、考えをお聞きしましたけれども、これは少し林議員さんの考え方が、私から言わせると間違っているかなと。というのは、設楽町長のときに29.2%を平成18年の1月1日から平成19年の12月31日まで延長すると、こういうことで29.2%減額したわけでありまして。私は、その後、そのまま踏襲をし、そして19年の12月議会において、それを踏襲するという形で29.2%の減額をさせていただいたわけでありまして、台風の問題等の不手際ということにつきましては、あの時点で、それからさらに10%をたしか3カ月ぐらいだったかと思っておりますけれども、減額をした経緯があり

ますので、台風の問題とは全く別問題でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） わかりました。その辺のことについては、ちょっと認識が甘かったようですので、今の町長のご答弁でよろしいかと思えます。失礼いたしました。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員から質問のございました4月分の支払い額でございますが、町長が60万3,461円、副町長56万6,076円、教育長50万9,307円でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員、よろしいですか、それで。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） これは多分日割り、皆野町の一般職員の給与に関する条例、1日から月末までという中で日割り計算したのだと思いますが、この計算式の内訳をお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

4月は30日ございますが、この中から日曜日の4日間を除いた26日が日数になります。4月1日から22日までの間が19日、23日から30日までの間が7日、合わせて26日でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員、よろしいですか。

○7番（新井康夫議員） はい、わかりました。ただ、説明するとき、私は計算式の内訳をと言ったのに、日にちだけを答えてきているわけです。なるべく答えないように、答えないようにということで考えているのではないかなと、そのように思います。ちゃんとこれは理解を得て、このことは決めていくという形になると思いますので、聞かれたらその最低限を答えてくるということではなく、しっかりとした答えをしてください。計算式。

○議長（四方田 実議員） 1日幾らということか。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

4月1日から22日までの間、町長が57万6,000円掛ける26日分の19日で42万923円、端数がございます。副町長が55万8,000円掛ける26日分の19日で40万7,769円、教育長が50万5,000円掛ける26日分の19日で36万9,038円。失効後の23日から30日まで、町長が67万8,000円掛ける26日分の7日間で18万2,538円、副町長が58万8,000円掛ける26日分の7日分で15万8,307円、教育長52万1,000円掛ける26日分の7日間で14万269円。それらを足した数字が町長合計で60万3,461円、副町長56万6,076円、教育長50万9,307円でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 最初からそのように答えていただくのと、私は町長だけで結構ですと言ったのに、プラスアルファ、余分なことを今度は答えているのですよね。しっかりと質問を確認して、答えは的確に、相手に理解できるように答えるようにしてください。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町税条例等の一部を改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長に承認内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、皆野町税条例等の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

平成26年度税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点、また税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げなどの地方税法等の一部改正が行われました。

今回の皆野町税条例の改正の主なもの、法人住民税法人割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ及び特例です。改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。なお、説明に当たりましては、根拠法律の改正による条項のずれ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

新旧対照表の1ページをお開きください。第1条による改正として、皆野町税条例の一部を改正する条

例についてでございます。まず、第23条は、町民税の納税義務者等を規定してございますが、第2項で外国法人を定義したこと、また法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備です。第3項は、法令を特定するものです。

2ページをお開きください。第34条の4は、法人税割の税率を規定してございますが、地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率が引き下げられたことに伴い、税率を100分の12.3を100分の9.7に引き下げるものです。その下、48条第2項と5項及び3ページの52条については、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設、また申告納付制度が規定されたことに伴う所要の規定の整備です。

4ページをお開きください。下段から6ページまでの第82条は、軽自動車税の税率について規定しております。標準税率を現行の1.25倍または1.5倍に引き上げるというものです。税率については、5ページから6ページに個々に示しておりますが、原動機付自転車のうちア、総排気量が50cc以下のもの及びイの50ccを超え90cc以下のものについては、1.5倍に引き上げた上で2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものです。

6ページ中段の専ら雪上を走行するもの、年額2,400円については、課税している市町村は降雪量の多い地域以外ではないことから、条例において区分を設けて示す必要がないものであるため、削除するものです。

6ページ下段、附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定しております。租税特別措置法の改正に伴う条項の整備でございます。

7ページをごらんください。附則第6条から10ページの附則第6条の2、13ページ中段、附則6条の3については、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除するものです。

15ページをお開きください。附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例が規定されております。昭和57年度から平成27年度までを3年間延長し、平成30年度までとするものです。

16ページをお開きください。下段の第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定されております。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設されたことに伴う条文の追加です。

下段の附則第16条は、軽自動車税の税率の特例です。初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度以降の年度分の3輪以上の軽自動車に対する重課の規定です。

17ページをごらんください。表は、上から3輪の軽自動車、4輪の乗用の営業用、次が乗用の自家用、4段目は貨物用の営業用、一番下が貨物用の自家用です。中段の税額が14年経過すると、右の欄の20%増の税額になります。3輪の軽自動車は、今回の改正により3,900円になりますが、14年を経過すると4,600円になります。同じように4輪の乗用のもので営業用の軽自動車は6,900円が8,200円に、自家用の軽自動車は1万800円が1万2,900円になります。貨物用についても営業用は3,800円が4,500円、自家用のものが5,000円から6,000円になります。

中段の附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を29年度まで3年間延長するものです。

18ページをお開きください。下段の第19条から19ページの第19条の2については、規定の明確化を行うものです。

20ページをお開きください。第19条の3については、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について規定しておりますが、法律改正に伴い、贈与、相続等の扱いの規定について整備したものです。

21ページをごらんください。一番上、第21条ですが、第1項では規定の明確化を行い、第2項では移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止を行うものです。

22ページをお開きください。22ページから28ページまでの附則第22条、第22条の2、第23条については、東日本大震災に関係するものですが、この特例については条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないとされていることを除き、条例には規定しないことをするというので、削除するものです。

28ページ下段、附則第24条、第25条については、附則第22条、23条を削除したことにより、24条を22条に、第25条を第23条に繰り上げるものです。

次のページの第2条による改正については、平成25年皆野町条例23号についての改正です。地方税法附則の改正による条項のずれ及び法律の特定を行うものです。

一番最後のページに、参考として、今回改正する軽自動車税について例を挙げておりますので、ごらんください。軽自動車の税率改正については、27年4月1日に施行されます。上段の2つの例は、27年以前から所有しているもの、2段目が27年4月以前に新車に買いかえた場合です。この場合は、旧の税額7,200円のまま、14年経過した年度から20%の重課がされ、1万2,900円になるというものです。3段目の例は、27年5月に新車に買いかえた例です。軽自動車税の賦課期日は毎年4月1日でありますので、この場合は28年度分の税金から改正後の税額が適用になり、14年経過した41年度から20%の重課がされるものです。一番下の例では、27年5月に中古車に買いかえた例です。中古車なので税額は旧の税額のままです。ただし、新規登録されてから14年経過した年度から20%重課がされるものです。この例は、平成20年に新車として登録された車を中古で購入したので、平成34年には14年経過したということで重課されるものです。

改正条例の4ページにお戻りください。本文の附則でございますが、第1条で改正条例の施行期日を平成26年4月1日と定め、ほかに主なものとして法人税の税率改正については、平成26年10月1日、軽自動車税の税率改正は、平成27年4月1日、軽自動車税の税率の特例の重課の規定については、平成28年4月1日からの施行でございます。第2条からは、今回の条例改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上で承認第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 2点ばかり質問したいと思うのですが、1点は、法人住民税の引き下げについて、その理由というのは冒頭に税務課長のほうから言われたと思うのですが、一般的に法人税の実効税率の引き下げの恩恵を受けるのは、全法人の約3割弱だというふうに言われております。これは簡単に言ってしまうと、黒字企業のみ法人所得税ですか、法人税の実効税率の恩恵を受けるということだと思っておりますが、具体的に住民税、法人住民税の引き下げによって町内の法人がどの程度恩恵を受けることになるのか。おおよそ、想定でいいのですが、例えば何社だとか、その辺でお聞きしたいというふうに思います。

それと、軽自動車の増税についてなのですが、増税しなくてはならない要因といいますか、既に平成26年度の一般会計の当初予算でも自動車取得税交付金、これはたしか平成25年度に比べて1,000万円ぐらい減額した予算になっていたかというふうに思います。これらも含めまして、今回の条例で示されております

軽自動車税の増税の理由といたしますか、絡みといたしますか、その辺をわかりやすく説明していただきたいのと同時に、こうした、結局消費税増税に絡んで自動車取得税を来年の10月からですか、軽自動車については廃止と……軽自動車だけではないですね、普通車もそうですね。そういう予定になっているかと思うのですが、こうしたことが地方税といたしますか、各自治体の軽自動車税の増税というところに、結果的に消費税増税が、そのツケが回ってきているのではないのかなというふうに思うのですが、それらも含めて、考え方も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 12番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、法人税でございませうけれども、25年度の状況で申し上げますが、24年度の法人割税の対象となっている事業所につきましては、町内で82社ございませう。82社が税率改正によって税額が下がるということでございませう。

それから、軽自動車の関係ですけれども、標準課税率というのがありまして、それを今回改正になったわけでございます。それによりまして町の条例におきましても税を改正するというところでございませう。理由につきましては、ちょっと時間をいただきたいと思っておりますので、ちょっと調べてもう一度答弁させていただきます。失礼します。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 軽自動車税の増税の理由、答弁は後でということなのですが、いずれにしてもこれにつきましては消費税が増税されたことによって、自動車のメーカーといたしますか、販売台数が落ち込むのではないかと。それをカバーするために自動車取得税を廃止すると、そういったことだと思うのです、簡単に言ってしまうと。その分の交付金がゼロになるわけですから、それを地方税である軽自動車税等を増額すると。これが一番の狙いではないのかというふうに思うのです。だから、端的に言ってしまうと消費税増税のツケが、結局は消費者のところ、当然車買うときは消費税5%から8%上乘せになるわけですけれども、それと加えて今度は各自治体における税金ですね、軽自動車税、これについても増税されると。なおかつ自動車取得税については、購入したときの1回限りですよね。それが今度は軽自動車税については毎年増税分を払わなくてはならないわけですから、結果的にはやはり住民にとってみれば増税になろうかと思うのですが、そういった認識でよろしいのかどうか。

○議長（四方田 実議員） その理由のことですね。

税務課長。

その前に、法人税の82社についてはよろしいですか。

○12番（内海勝男議員） 恩恵を受けるというね。

○議長（四方田 実議員） それはいいですね、はい。

時間かかりますか。

○税務課長（大澤康男） ちょっと済みません。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時55分



○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（大澤康男） 先ほどの内海議員さんからの自動車税の関係なのですけれども、全体的に見て、自動車税に関するところにつきましては、自動車取得税の廃止、これは消費税の引き上げに対して自動車取得税の廃止等が行われます。また、環境面から見て、先ほど申しあげました重課の関係、そういうことがありまして、それらをあわせて軽自動車税についても上がっていくということでございます。それらが自動車税に関係しては、もう一度になりますけれども、自動車取得税の見直し、それからグリーン化の関係で重課の見直し、それから軽自動車税の見直しというものをを行うということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。最後に、意見になろうかと思うのですが、具体的に消費税増税の国策で、またことしの4月から8%になって、来年の10月から10%が予定されているわけなのですが、結果的にやはり消費税増税のツケがこういった形で地方税のところにも回ってきているということが端的に言えるかと思うのです。そういったことから、今後における消費税増税については、きちんとやっぱり自治体からも反対の表明をぜひ要請したいというふうに思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。最後のページに税負担の例という形で、これを見ながらが一番わかりいいのかなと思いつつ、一応お聞きしておきたいと思うのですが、これを見ますと、7,200円という現状の自動車税、いわゆる軽自動車税の形でいけるのが、上から2段目、今年度中に新車にかえた場合には、ずっと要するに十何年か、13年かたつまでは、この7,200円が続きますよという形で、何か変な言い方ですが、お得なのかなと。今現状で持っている場合、7,200円が続くのですが、13年になった瞬間に、翌年度ですか、いきなり7,200円から1万2,900円にぼんと上がるというふうに見えるわけですが、このいわゆる7,200円から13年経過してという場合に、もう現状で13年過ぎてしまっていますよという場合には、要は28年度分から上がるというふうに理解したのですけれども、それでよろしいわけですか。つまり7,200円現状で、もう十何年過ぎてしまった場合には、新しいこの制度が27年度から発効するわけですが、その翌年度からもう7,200円がいわゆる1万2,900円に上がりますよというふうに理解しているのですが、それでよろしいわけでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） ただいま10番、林議員さんからのご質問でございますけれども、新規登録してから14年を経過した年度からということでございます。この重課の扱いは28年からということですので、28年度が来たときに、その車が14年経過していれば、その時点で多くなるということです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山です。先ほどの内海議員の質問と重複するかもしれませんが、2ペー

ジの法人税割の税率について、もうちょっと質問したいのですが、今までの法人税の税率は100分の12.3とする。今度は100分の9.7ということで、この税率というのは、国の基準というか、向こうからの指導でこういうふうな税率にしろということなのではないでしょうか。これは町独自ではないですよ。その辺を確認したいのと、それから先ほどの答弁の中で、町内82社が適用になるということで、ちょっとすごいびっくりしたのですが、それだけ町に入ってくる税金も少なくなるし、これは82社というのは、何社中82社なのか、その辺わかったら教えていただきたいのです。よろしくお願いします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） 3番、常山議員さんからのご質問ですが、税率については法人税法の改正に伴い、このまま改正になりましたので、同じ率で町のほうも改正させていただきました。

この82社というのは、今町にある法人税割の出ている事業所ということでございます。ですから、法人割の出ていない均等割のみのところもありますので、またほかに均等割だけの数というところと約300ありますので、そのうちの法人税割が出ている会社82社ということでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりました。この税率なんかも、やはり町の財政も厳しい、厳しいという中で、そういうふうに税率が下がるということは、業者というか、そういう法人税割を適用されている会社は助かるかもしれませんが、町としてそのまま国の税率を受け入れるということではダメなのではないでしょうか。もっと税率を高くするとか、そういうことはダメなのですよ。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） ただいま常山議員さんからのご質問でございますけれども、確かに町の法人税割については率が下がります。12.3が9.7ということなので、2.6%下がります。法人税の法人税割は町の方と県の方がありまして、県のほうが今までは5%だったのですけれども、それが3.2%に下がります。ですから、町県民税ですか、県と町の法人割の額については、合計で、事業所とすれば4.4%下がります。ただ、今度新しく地方法人税という国税が創設されまして、その下がった4.4%分については、国税として国のほうへ納めることとなります。ですから、会社とすると同じことなのではございますけれども、その国税が地方交付税の原資となりまして、それを地方のほうに分けてくれるということとなります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりました。何か国は本当に大企業には減税ということでどんどん進めているのですけれども、やはり町の活性化のためにはどうなのかなということもすごく考えさせられました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） ちょっと済みません、細かいことなのですが、現行と改正後という表の5ページなのですが、(1)、原動機付自転車、そのアの総排気量が0.05リットル、改正後が総排気量が「0.055」と見えるのですが、「5」が少し大きいので、ちょっと間違いなのかなということなのですが、いかがでしょう。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（大澤康男） ただいま宮前議員さんからのご指摘ですけれども、確かにそうです。これは打ち間違いです。「5」が1つ多いです。

○2番（宮前 司議員） そういうccができたのかなと。

○税務課長（大澤康男） いや、失礼しました。

○議長（四方田 実議員） これは訂正どうする。

〔「訂正したほうがいい」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これは訂正しておかなければまずいよね。

暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの宮前司議員の質問の中で、5ページの文言違い、5ページの(1)、原動機付自転車、その中のアにつきましても、総排気量が「0.055」となっておりますが、この「0.055」の訂正をいたしまして、「0.05」といたします。よろしく願います。

答弁については宮前司議員、よろしいでしょうか、それで。

○2番（宮前 司議員） はい、了解しました。

○議長（四方田 実議員） はい、よろしく願います。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。



#### ◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町国民健康保険税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長に承認内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 大澤康男登壇〕

○税務課長（大澤康男） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

平成26年度税制改正において、国民健康保険税の一部が改正されました。今回の改正は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げと低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象の拡大でございます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表の1ページをお開きください。第2条は、課税額について規定しております。第3項は、後期高齢者支援金等課税額を規定してございまして、課税額は被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額となっております。冒頭でご説明しましたが、その限度額を14万円から16万円に引き上げるものでございます。

次の第4項では、介護納付金課税額を規定してございまして、課税額は世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額となっており、その限度額を12万円から14万円に引き上げるものです。

2ページをお開きください。第18条は、条ずれの修正です。第21条は、国民健康保険税の減額を規定しております。先ほど第2条でご説明いたしましたが、減額の上限額を課税額の限度額と同様に改正するものです。また、第2号は、4割軽減世帯について規定しておりますが、軽減判定所得の算定において、今まで除いていた被保険者である世帯主を含めるものとする改正でございます。

改正条例にお戻りください。附則でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行いたします。

以上で承認第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度皆野町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、平成26年3月28日付で行った平成25年度皆野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,480万1,000円とするものです。

主なものは、交付決定等に基づく歳入の調整と2月14、15日の降雪に係る災害復旧費の追加です。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に承認内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 専決処分をいたしました平成25年度皆野町一般会計補正予算（第5号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

4ページをごらんください。第2表、繰越明許費補正は、2月14日、15日の降雪に係る災害復旧の一部を平成26年度に繰り越すものでございます。

水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。事項別明細書3ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。款2地方譲与税から次の4ページ、款11交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の確定等による補正でございます。

主なものは、4ページ、款10地方交付税4,942万1,000円の増で、特別交付税の交付額決定によるものでございます。

次の5ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金3,080万8,000円の減は、特別交付税の増などにより財源が確保されたことに伴うものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。款11災害復旧費、項4災害復旧費、目1総務施設災害復旧費から8ページ、目6教育施設災害復旧費までは、繰越明許費補正でご説明いたしました2月14日、15日の降雪に係る災害復旧費を計上したものでございます。主に除雪費と町施設

の修繕費で、総額で2,608万8,000円の追加でございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子61万6,000円の減は、借り入れ利率に合わせた減額でございます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度皆野町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 3点ばかり質問したいと思いますが、1点目は、事項別明細書の4ページです。先ほどの質問とも関係するのですが、自動車取得税交付金、約230万円の減額の理由についてお聞きしたいと思います。

それと、特別交付税の関係なのですが、4,942万円ということで、特別交付税の決定によるということなのですが、平成25年度の特別交付税、総額で幾らになったのか、お聞きしたいと思います。

また、これに関連してなのですが、歳出の関係で、事項別明細書の2ページの款11ですか、災害復旧費2,608万5,000円ですか、これを見ますと全て一般財源からの内訳になっているのですが、大雪に関連して、大雪でも災害に対して国、県からの補助金というのは一切なかったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、自動車取得税交付金、減額の230万5,000円の理由でございますが、これは販売台数の減による理由でございます。

次に、特別交付税の総額は1億7,942万1,000円でございます。

次に、記録的な大雪によります災害復旧に係る国県等の補助金でございますが、これについては今のところ交付はされておりません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 自動車取得税の関係なのですが、販売台数の減ということなのですが、消費税増税の前に駆け込み的な消費といいますか、自動車の販売等、そういったことも予想されたと思うのですが、そういう中であっても当初予算当時と比べて販売台数が減だったと、そういうことなのかどうか、この点についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1年間を通じての販売台数でございますので、この1年間の経済成長、それから景気の浮き沈み、それから消費の動向等、そのようなことから販売台数の減ということになろうかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。大雪の災害による復旧費等の補助金の関係なのですが、今のところ計上されていないというか、そういった補助が出るかどうかということも確定していないということだと思うのですが、今後出る可能性があるのかどうか。それと、特別交付税については、平成24年度の特別交付税と比べても、約600万円ぐらいの増しかなっていないわけです。この特別交付税の中に、2月の雪害による特別交付税として加味された金額なのかどうか。全然加味されていないのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

今後この大雪の被害に対する国県等の補助金が出るか出ないかにつきましては、今のところ出るという話は聞いておりません。それから、特別交付税の中で、この大雪に対する増額があるかというご質問ですが、特別交付税の基準枠の中では、大雪に対する増額というのは考えられないということですが、新聞等の記事によりますと、国は特別交付税で大雪に対する被害に対する特別枠と申しましょうか、それをつけるといような記事も載っておりますので、今回の特別交付税の確定の中には、記録的な大雪による経費によるものがあるというふうに考えております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、平成25年度の地方交付税、総額、まだ確定していないと。特別交付税についてはまだ増額になる可能性があるかと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 説明が足らなかったと思いますが、交付税額、普通交付税、特別交付税についても確定でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ということは、大雪による雪害に対する特別交付税を含めて、補助金も含めて、今のところ一切ないと。今後についても当てにできないということですね。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） そのように考えております。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第8、同意第1号 副町長の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 副町長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

副町長の任期が平成26年5月31日をもって満了となることから、引き続き土屋良彦氏を選任したいので、本案を提出するものであります。ご同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

副町長の退席を求めます。

〔副町長 土屋良彦退場〕

○議長（四方田 実議員） これより本件に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 本人を目の前にしてと思ったところですが、退席していただいたということで、町長に申し上げたいと思います。

土屋良彦副町長は、有能であり、この石木戸町政2期8年を支えてきたことは、今さら言うまでもないことではありますが、この間の約8年間、非常に社会状況が目まぐるしく変わり、技術革新が起り、大変いろんな面で大きく変化した時期でもあり、これからまたそれが続くであろうと予想されます。また、当町においては、秩父地域においても、他の地域と比べまして、若干外との、特に県等とのつながりが細いというふうに感じておるところで、この際そういった方を考えていただければなというふうに期待していた次第であるのですが、その辺のことは町長としてお考えにならなかったのかなということを1つお聞きしておきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） この同意第1号の2枚目に略歴等がございますけれども、昭和38年の4月から職員に採用されて、平成18年5月まで、本当にいろいろな担当課等も担当してきました。本当にたたき上げでありまして、町のことに关しましては生き字引のような存在でもございます。私は、埼玉県からというような自治体も確かにあるのですけれども、そうした方がこの町に来て、この町の特性というようなものを認識をしていくまでの時間等も考えたときには、やはりたたき上げでこの町のことを一番よく承知しておるといふようなことから、土屋良彦氏以外にないと、このように考えておりまして、提案をさせていただいたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員、よろしいですか。

○10番（林 豊議員） はい、結構です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 副町長の選任について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 副町長の選任について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第1号 副町長の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に、内海勝男議員、小杉修一議員、宮前司議員、以上3人を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に内海勝男議員、小杉修一議員、宮前司議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第1号に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記入し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（四方田 実議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（四方田 実議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（四方田 実議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 10票

反対票 1票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第1号 副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（四方田 実議員） 副町長の復席を求めます。

〔副町長 土屋良彦入場〕

○議長（四方田 実議員） 土屋良彦氏に申し上げます。ただいま投票の結果、副町長の選任に同意いたしましたので告知します。

ここで、挨拶をいただきたいと思います。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） ただいまはご同意いただき、まことにありがとうございました。石木戸町長の補佐役として、誠心誠意町政進展のために取り組んでまいりますので、引き続きよろしくご指導のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

---

◇

◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第1回皆野町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 内 海 勝 男

署 名 議 員 小 杉 修 一